

霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成25年12月9日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年霧島市条例第287号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「2,500立方メートル」を「2,400立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

後川内地区（国分字川内・上之段の一部）に工業用水道事業の施設の一部を利用し、水道事業として配水を行っていることから、工業用水道事業の一日最大給水量を改めるため、本条例の所要の改正をしようとするものである。